

嘉手納町における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年指針の取組状況	今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しを速やかに実施する。 ■ 給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の給与構造改革を踏まえ、給与構造改革を実施し、年功的な給与上昇の抑制実施(平成19年度) ■ 給与公表システムにおいて、定員・給与の状況を公表。 H19. 3 :平成18年度の状況を公表 H20. 3 :平成19年度の状況を公表 H21. 6 :平成20年度の状況を公表 H22. 6 :平成21年度の状況を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 勤務実績の給与への反映について検討 ■ 今後も継続して定員・給与の状況を給与公表システムなどで公表していく。
随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三セクター等との随意契約の見直しについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三セクター等との随意契約の見直しについて検討継続
福利厚生事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福利厚生事業について、点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。 ■ 住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の実施状況については、ホームページにおいて公表。 H20. 12 :平成19年度の職員の福利厚生状況を公表 H21. 9 :平成20年度の職員の福利厚生状況を公表 H22. 9 :平成21年度の職員の福利厚生状況を公表 ■ 福利厚生事業への補助について、見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福利厚生事業への補助について、見直し検討継続 ■ 引き続き、福利厚生状況について公表を行う。
市場化テストの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本町の公共サービスについては、指定管理制度や民間委託を積極的に導入し、サービスの維持向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本町の公共サービスについては、引き続き指定管理者制度や民間委託を積極的に導入し、サービスの維持向上に努める。 ■ 市場化テスト導入については、今後の検討課題
公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。 ■ 取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本町の財政状況を適正に把握するとともに、基準モデル及び総務省改訂モデルの両モデルを比較し、作成について検討。財務4表作成に向けての諸準備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各会計の財務4表についても段階的な整備を検討し、連結財務諸表の作成に努める。

<p>外部監査の実施拡大</p>	<p>■ 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。</p> <p>■ 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。</p>	<p>■ 本町では、監査委員(①識見を有するもの②議会議員のうちから選任)外部2名体制で実施</p>	<p>■ 本町では、今後も監査委員は外部2人体制の方針</p> <p>■ 外部監査制度については、導入するかどうかを含めて検討</p>
-------------------------	--	--	---